

# 3. 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域については、自然環境保全法及び都道府県条例に基づきそれぞれ、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、または都道府県自然環境保全地域として指定し、自然環境の保全に努めています。

## 自然環境保全地域

### (1) 制度の概要

#### ① 原生自然環境保全地域

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域(1,000ha以上、島嶼は300ha以上)

#### ② 自然環境保全地域

- (ア) 高山・亜高山性植生(1,000ha以上)、優れた天然林(100ha以上)
- (イ) 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上)
- (ウ) 優れた自然環境を維持している海岸・湖沼・湿原・河川・海域(10ha以上)
- (エ) 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、(ア)～(ウ)と同程度の自然環境を有している地域(10ha以上)

#### ③ 都道府県自然環境保全地域

自然環境保全地域(左記)に準ずる自然環境を維持している地域(ただし、海域を除く)

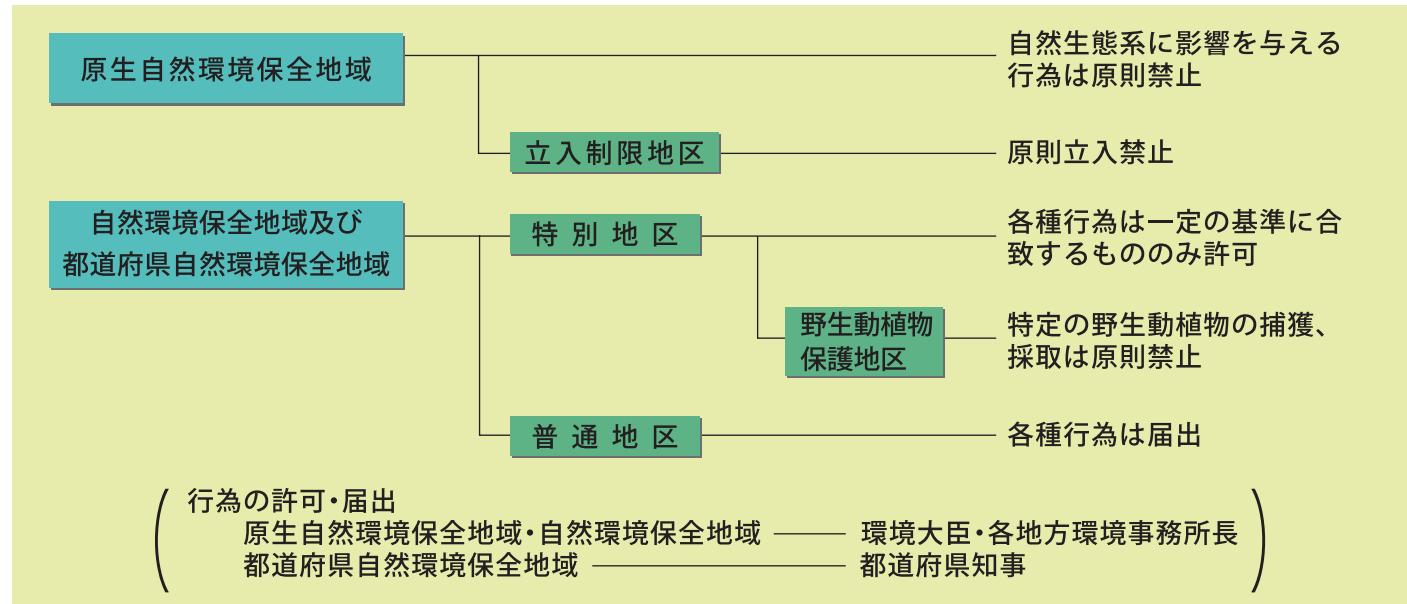
### (2) 自然環境保全地域の指定

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて指定します。

これまで指定された自然環境保全地域は、次のとおりです。(平成21年3月現在)

●原生自然環境保全地域	5地域	5,631ha
●自然環境保全地域	10地域	21,593ha
●都道府県自然環境保全地域	537地域	76,403ha

### (3) 保全のための規制



## 自然環境保全地域と自然公園の違い

原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域です。

それに対して、自然公園は、自然風景地の保護とともに自然とのふれあいを図ることを目的として指定される地域で

あり、歩道やビジターセンターなどが計画的に整備され、快適で適正な利用が推進されています。今後は、質の高い自然を活かした環境教育の場としてのさらなる役割などが期待されています。

環境省は地方自治体などの協力を得ながら、これらの地域をその目的に沿って適正に保全しています。